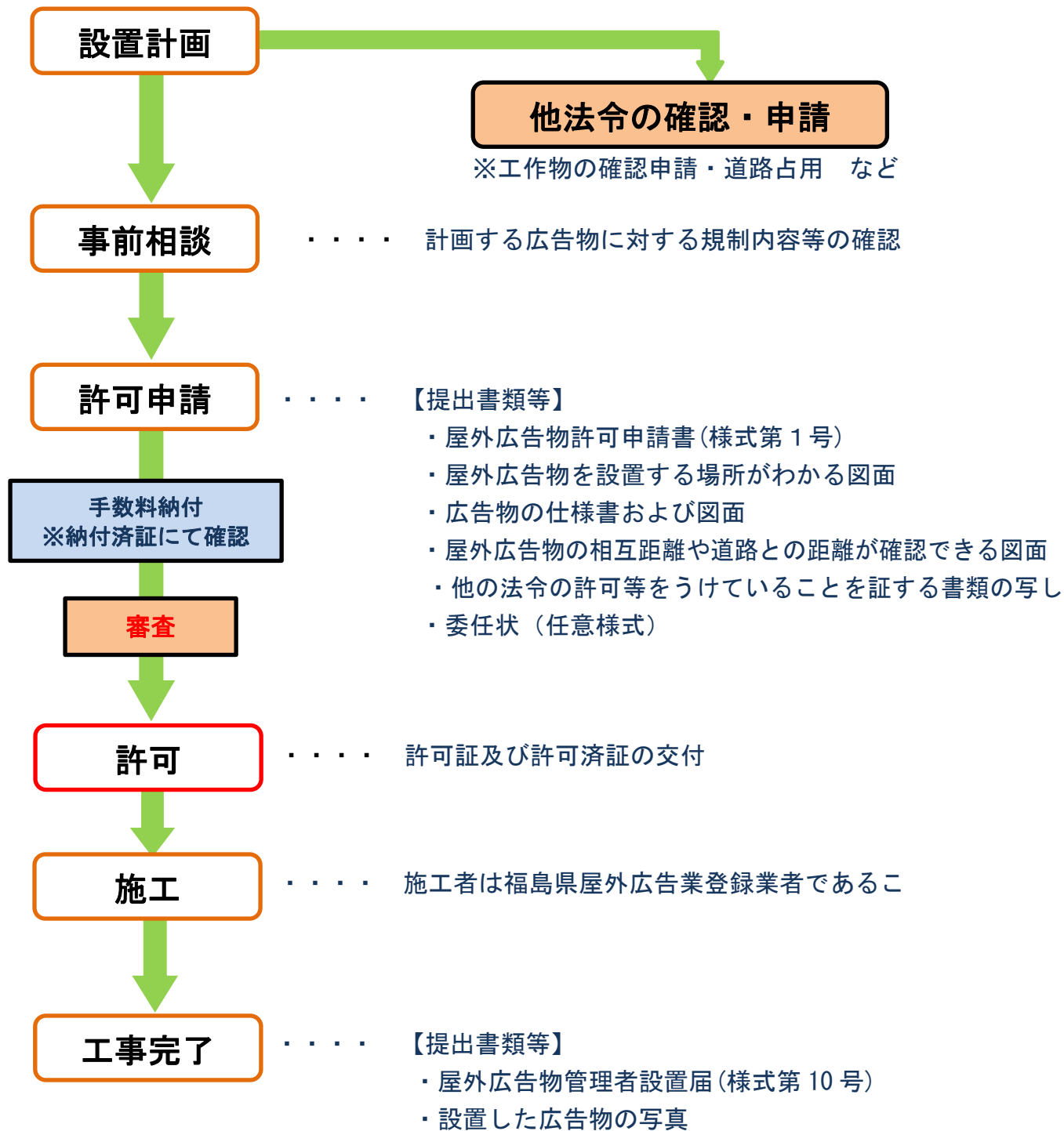


伊達市における屋外広告物手続きフロー

令和7年4月
建設部 都市政策課

—新規の手続き—



※具体的な規制内容や手数料等につきましては、『[福島県 屋外広告物の手引き](#)』をご確認ください。

申請・届出書及び添付書類はすべて「1部提出」となります。

— 許可後の手続き（変更・更新等） —

許可（新規・更新）

広告物を変更する場合

変更許可申請

・・・【提出書類等】

手数料納付
※納付済証にて確認

- ・屋外広告物変更許可申請書（様式第4号）
- ・変更後の広告物の仕様書及び図面
- ・委任状（様式自由）

審査

許可（変更）

許可
期間

表示者を変更する場合

表示者変更届

・・・【提出書類等】

- ・屋外広告物（表示者）設置者変更届（様式第11号）

管理者を変更する場合

管理者変更届

・・・【提出書類等】

- ・屋外広告物管理者変更届（様式第10号の2）

継続して掲出する場合

更新許可申請

・・・【提出書類等】

手数料納付
※納付済証にて確認

- ・屋外広告物許可更新申請書（様式第3号）
- ・委任状（様式自由）
- ・現況写真等

審査

許可期間満了

広告物を撤去した場合

除去届

【提出書類等】

- ・屋外広告物除去届（様式第8号）
- ・位置図
- ・除去後の現地写真

※申請・届出の様式は、『伊達市 屋外広告物ホームページ』をご確認ください。